

## 平成25年度第1回春日井市障がい者施策推進協議会議事録

1 開催日時 平成25年8月29日 午前10時から正午まで

2 開催場所 春日井市役所南館 第2委員会室

### 3 議題

- (1) 障がい者総合福祉計画の進捗状況について
- (2) 地域自立支援協議会について
- (3) 障がい者総合福祉計画改定に係るアンケート調査について
- (4) その他

### 4 配付資料

- 資料1 障がい者施策推進協議会委員名簿
- 資料2 障がい者福祉の状況
- 資料3 障がい者総合福祉計画具体的施策の実施状況
- 資料4 障がい福祉サービス等の実績
- 資料5 地域自立支援協議会資料
- 資料6 障がい者総合福祉計画改定に係るアンケート調査の概要
- 資料7 アンケート項目一覧
- 資料8 春日井市支援が必要な子どものためのサービスガイド

### 5 議事内容

<議題1 障がい者総合福祉計画の進捗状況について>

【木全会長】 おはようございます。本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。新しい委員の方には、積極的にご発言いただき、ご参加ご協力いただきたいと思います。

本日の議題は、国の第3次障がい者基本計画の策定に合わせて、春日井市としての新しい計画をつくっていくに当たり、現行の計画がどうだったのかを点検するということと、計画にある施策を推進する上で地域自立支援協議会と車の二輪のように連携していくことが重要ですので、その報告も受けるということです。また、次の計画策定に向けてどのような内容のアンケートを行うかをお諮りします。

この4、5年、障がい者分野は他の分野に比べて、理念も施策も進んできた方だと思います。例えば障がい者基本法の基本理念はとても素晴らしい理念で、「すべての国民が、障がいのあるなしに関わらず、等しく基本的な人権がある」という当たり前のことですが、それをあえて確認し、「かけがえのない個人として尊重される。こうした理念に則って、すべての国民が障がいのあるあるなしに関わらず、分け隔てることなく、相互にお互いの人格と個性を尊重しながら、共生する社会を目指していく」と書いてあります。これは国が決めた障害者基本法なので、このとおりにやればよいということです。この障害者基本法の基本理念や国の第3次計画の考え方を受け止めながら、今後の議論を進め、春日井市版の計画をつくっていきたいと思います。

**【事務局】** 資料1、2、3、4に基づき説明

**【木全会長】** 春日井市の場合は、障害者基本法に基づく計画と、障害者総合支援法に基づく計画を一体的に策定しています。この協議会では、この計画の報告を受けながら進捗状況を見ていきます。地域自立支援協議会でも特に福祉サービスのところはチェックを受けながら進めていくという仕組みにしています。

今、ご説明いただいたところに関してご質問等ありますか。

**【大村委員】** 資料4の2ページに、就労継続支援A型と書いてあります。A型とB型の違いを教えてくださいませんか。

**【事務局】** 障害福祉サービスの中で、就労継続支援にA型とB型がありますが、A型は雇用契約に基づくということになります。A型の事業所で働く方は最低賃金が補償されています。雇用契約と福祉契約と2つの契約を結ぶことになります。B型は雇用契約を結ばない、いわゆる従来からの作業所で働くものなので、福祉的な就労として作業を行った対価を工賃として得るものです。A型は賃金が保障されますが、B型は最低工賃3,000円が保障されていますが、最低賃金は保障されなくなっています。

【木全会長】 A型は市内にどれだけ増えているのか、市外にどれくらいの方が通っているのか、がんばっているところもあれば、時間数も少なくその後放棄されているところ、補助金がなくなり放棄されたところなど、よくない実態についても相談支援の現場から聞いています。特に東海地方、名古屋は多いようです。研究者としてもそのようなところには調査に入りにくいところですが、自立支援協議会や市としては、実態をどの程度つかんでいるのでしょうか。

【事務局】 春日井市では名古屋市ほどA型事業所は多くはなく、3か所しかありません。最近、1か所企業系のものができましたが、今のところは退職者も出ておらず、特に苦情等も出ておりませんので、名古屋市で言われているような問題は春日井市にはない状況です。

【小川委員】 確かに名古屋市内のA型事業所にはいわゆる企業系のところが多く、今まで障がい者の雇用をしたことがない企業が参入されているようです。ハローワークでもA型の事業所を紹介しますが、一部では、A型事業所の賃金的な問題や待遇面の問題もなど苦情があるような話も聞いておりますし、実際にあると思います。

福祉系の事業所が行う場合は、障がい者の特性などもしっかりとご存じで、それぞれの障がい者の特性に合わせた内容の仕事を用意して、精神、身体もろもろのケアをしながらやっていますので、そのようなところでは名古屋市内でもあまり問題がありません。

障がい者の就労先を一般企業にもお願いしたいのですが、なかなかうまくいかない部分もあります。また、一般企業に勤めていた方が、障がいが重くなるなどしてA型に来られる場合もあります。A型自体は今後適正な発展がされれば、非常によい事業だと思います。B型と一般就労の中間的な存在だと捉えていますので、今後の発展をみていく必要があると思いますし、このような協議会でも注目していく必要があると思います。

【木全会長】 理想的には大事な位置づけだというのは確かですが、実態とのかい離があまりにも激しいので問題になっているということです。

他にみなさんのほうから、何かありませんか。

【田代委員】 資料4の2ページの意見の中に「最近では養護学校卒業後すぐにA型のサービスを利用したい人が増えてきて」とありますが、これは養護学校に限定せずに、市内の障がいのある方全般ととらえていただきたいと思います。反対に養護学校では

今までA型というものがありませんでしたので、卒業後の進路先については実態がどうなのかということを含めて、学校側も心配して決定している最中だと思います。

逆に、いろいろな働き方が出てきたことにより、一般就労が減少している傾向にあり、就労移行の支援を利用したり、様々な職業訓練先へ行ったりする方が少なくなっている傾向だという意見に集約されるということでご理解いただきたいと思います。

**【中村委員】** 学校としても、A型とB型に分かれてから、企業就労として位置づけるのか福祉的な就労として位置づけるのか非常に難しく、現在、A型に行く方は企業就労と捉えて、進路指導を進めています。ただ、A型とはB型と企業就労の中間の段階ということで、卒業後一旦企業就労したけれど難しくなったときにA型でスキルアップしてまた目指すとか、B型からA型そして企業就労を目指すとかというように、色々な使い方が考えられると思います。どのように使っていけばよいのか模索しているところです。

**【木全会長】** そのような実態だということですので、うまく就労移行や訓練等を使い、できるだけ自立支援協議会に事業所の方も入っていただきながら、よりよくしていくために一緒に進めていくのが大事だと思います。儲け主義に走ることがないように行政のチェックも含め、みんなで見ていくということも考えなければいけないですね。

**【鈴木委員】** 生活介護について、生活介護のニーズは高いのですがサービス事業所が少なく選択肢が限られてしまうという問題が依然としてあるということです。施設数が14、15とありますが、身体障がい対象とか高齢者と障がい者が一緒だとか、知的障がいや他の障がいも含めているというような詳しい対象も決まっていると思いますので、対象別の数がどれくらいあるのか教えていただけないでしょうか。

**【木全会長】** 自立支援協議会のマップに掲載されておりますのでご覧ください。

**【河野委員】** 資料3の13ページ「防火防災イ」について要援護者避難支援対象者と安否確認対象者がありますが、これらについて教えてください。

**【木全会長】** ついでにここの高齢者の数に、障がい者である高齢者の方が含まれているのかどうかも教えてください。

**【事務局】** 災害時要援護者避難支援制度がありまして、これは一人暮らしの高齢者や障がいのある方で地震や集中豪雨などの災害時に、避難場所への非難に支援が必要な方に対して、区や自治会などの協力を得て避難場所への避難支援を行うという制度です。この制度は援護を必要とする方から市に申請をいただき、市が町内会等に協力依頼を

し、支援の仕方を決定するという流れです。申請された方が「要援護者避難支援対象者」の人数で、高齢者を含め1,116名で、その中で障がい者は365名です。

安否確認対象者とは、高齢福祉課で、要介護認定を受けた方や障がい者手帳をお持ちの方、一人暮らし高齢者という区分ごとに抽出し、台帳を作成した人数です。これが14,526名で、障がい者が5,808名ということです。

**【河野委員】** 知的障がい者ではどの程度の障がいだと含まれるのでしょうか。安否確認対象者リストというものは、初めて目にしました。どのようなところから情報が出ていくのか、市がもっている情報で災害時に活用されるものがあるのかどうか、例えばA判定なのか、受給者証の区分がどのくらいなのかということも自動登録されるものなのでしょうか。要援護者避難支援対象者に関しては申請をする必要があると以前から聞いていますが、安否確認対象者リストに関しては申請が必要なのですか。日中には日中活動に行っている方もおります。そこに安否確認があるのかどうかということも含めてわかりませんので、詳しく教えていただきたいと思います。

**【事務局】** 今の点については、お調べしてご報告させていただきます。

**【木全会長】** 震災を受けて、国も新しい障がい者基本計画案でかなり重点的に位置づけていますので、アンケートの内容もどのようにとるか、春日井市の計画の中で実態も踏まえながらどのようにすればよいのかという議論が来年度以降できるように、情報収集をしておいていただければよいと思います。よろしくをお願いします。

**【玉井委員】** 資料3の4ページ②子どもの障がいの早期発見、早期療育体制の確立ということで、イに療育についての理解を深める講座、障害者等療育支援事業、カでも障害者等療育支援事業、と同じものがありますが、これは同じという認識でよいのでしょうか。

もう1点は、カに「愛知県心身障がい者コロニーと連携して」とあります。これはありがたいことなのですが、実は障がい等療育支援事業に関しては愛知県が事業を行っていて、サポートセンター坂下が支援施設になっています。その支援施設も入れていただけると正しい認識になるかと思います。

## <議題2 地域自立支援協議会について>

**【田代委員】** 資料5に基づき説明

**【木全会長】** 今の報告について、ご意見があればお願いします。

【久納委員】 資料4 障がい福祉サービス等の実績の中の4ページ、相談支援のところですが、今回、地域自立支援協議会の意見が入っています。見せていただき大変参考になりましたが、例えば4ページの計画相談支援のところ「実態を知るには丁寧に意見を聞き取り」とあり、最後に「中核的な相談支援体制の人材育成が課題である」という表現で、課題というものがでています。こういう課題はとても大事なことです、今後どこで話し合われるのでしょうか。それがよくわかりません。地域の課題解決に向けての取り組みの中で部会で話し合われるのでしょうか。

【木全会長】 部会でこうしてほしいと出されれば、この協議会にあがってきて、相談支援部会と自立支援協議会から人材育成に関してこのような施策をぜひ検討してほしいということになれば、この場での協議を経て、ぜひやるべきこととなるのではないのでしょうか。

【田代委員】 相談支援体制の人材育成をもう少し幅広く捉えて、居宅介護、行動援護、移動支援の中でも、ヘルパーの不足や男性ヘルパーの不足など、すべてにおいて人の不足や人材の育成の問題があります。

先日の当事者団体連絡会のシンポジウムでも、人材を何とかしていかなければいけないということが大きな問題となりました。その中の1つにサービス等利用計画が打ち出されたところですが、打ち出された反面、春日井市では、期限が迫っているにもかかわらず計画を立てる人が少ないのが現状です。障がい福祉サービスを受けられなくならないようにしなければならないという部分と、計画相談支援を行う人材も増やしていかなければいけないということもあります。計画相談をたてる人材というのは、計画相談だけでは事業を運営できない非常に矛盾したところがあり、なかなか人が増えないということが課題としてあります。

もう一つは計画相談を立てる事業所と、委託の5か所の相談支援事業所との連携や今後春日井市が目指している基幹的な相談支援センターの役割など、このあたりのものをまとめて相談支援体制、もしくは人材育成ということが課題だという意見だと捉えています。

【事務局】 実際に従事している相談支援専門員が9名いますが、1人あたりどれくらいのプランがたてられるかについても、相談支援部会で検証しているところです。

また、今後、事業者がたてるサービス利用計画とセルフプランの割合がどのようになるかを部会において検証中です。実際にセルフプランの割合がどれくらいを占めて

くるかというところですが、サービスの継続ができないという最悪の状況を回避するという意味合いで進めているところです。これは早急に進めて、全員の方のセルフプランをのせ、その後に量的な部分を確保し、相談支援事業者が増えてきたところで、順次そちらのほうに移行していくという考え方です。まずはセルフプランについてはサービスの利用の更新月に合わせて、全利用者に周知して進めていくという予定です。

【木全会長】 相談支援専門員が9名ということですが、それには委託の方も含まれていますか。

【田代委員】 含んでいません。

【木全会長】 では、委託の事業所の中にはいないということですね。

【事務局】 委託の5か所の相談支援事業所には12名の相談員がおりますが、計画相談は行わないということになっていますので、あくまで基本相談の部分のみとしています。それ以外に6か所9名の相談支援専門員が計画相談の事業を行っています。

【木全会長】 相談支援部会の構成員は、すべての相談支援専門員と事業所が入っているわけではないのですね。

【事務局】 6か所の計画相談の事業所が入っています。9名全員ではないですが、事業者としては6か所です。

【木全会長】 委託の事業者も構成員として入っているのですか。事業者としては入っておらず、事務局となっているということですか。

【事務局】 事務局は障がい福祉課ですので、委託の事業所が相談支援専門員を別に置き、計画相談の事業者を兼ねているものが「障がい者生活支援センターかすがい」と「障がい者生活支援センターしゃきょう」の2つあります。ただ相談支援専門員は兼ねてはいませんので、相談支援部会として参加いただいているのは、計画相談の事業者というかたちになります。

【木全会長】 委託の基本的な相談を受けて困難事例等にあたっている人は、相談支援部会には入っていないということですか。

【事務局】 はい。12名は入っていません。

【木全会長】 普通、相談支援部会というものは困難な事例があがってきたときに、どこの市町の相談支援部会もよく相談しながら、自立支援協議会の運営全体にも関わりながら、委託の相談員の人たちが中心になって動かしてきたのだと思います。今の話で

はこの相談支援部会には指定の人と事業所で重なっている人は来たとしても、その人が入っていないということで、私には理解できません。

【事務局】 委託の相談支援事業者の困難事例等の検討等については、相談支援事業所連絡会というものが別にあり、そちらで連携をとっているというかたちです。相談支援部会は計画相談の様式や今後の計画について検討している部会ですので、委託の相談支援事業所は参加していません。

【木全会長】 相談というものは、そのようにうまく振り分けられないですね。原則として、計画づくりは委託しないということはとても大事なことだと思いますが、指定のみのところでも困難事例は抱えていくわけですので、一緒になって、全体の相談支援システムをどうするのかも含め、両方で話し合わなければうまくしくみが作れないと思います。

もうひとつ確認しておきたいことは、セルフプランは本人が作りたいと希望すれば委託の人が手助けをするというものです。実態や実状はありますが、市として進めるとか、そうせざるを得ないということは表に出さない方がよいのではないですか。本人が作りたいと言え、委託の人は相談にならなければいけなくなってしまう。その部分をうまく考えなければいけません。

【石黒委員】 相談支援専門員の要件として、薬局や訪問看護等、老人居宅介護等の従事者も5年以上あれば、障がいの相談支援員になれるという認識をしていますが、その取り組みに関しては一切述べられておらず、やや閉鎖性を感じます。また、地域包括ケアということが、介護保険で言われており、包括支援センターは有資格者だと思っておりますが、その取り組みについてのお考えはないのですか。

【事務局】 実際に今後、相談支援専門員をどこまで増やしていくか、特定相談支援事業所をどれくらい増やしていくかということについても検討はしています。その中でどこまで市内事業者、また有資格者の方に啓発して、研修への取り組みをしていくかというところは検討中となっています。実際に事業として報酬体系からも成り立つのが難しいということで、やらないという話も出ている中で、どこまで話を進めていけるのかが課題です。

【石黒委員】 ただ、地域包括支援センターは市の委託事業になっているので、市に予算があり、人員配置していると思います。その中でやっていくのは可能ではないかと思っています。



【木全会長】 いかにもワンストップで小さな窓口を、高齢も障がいも児童も含めてつくっていくかということで、今の中途半端な国の施策の計画相談をどうしていくかということが課題としてあります。どこかで予算を削らないと難しいと思いますが、いろいろな市町では指定をやってくれるところに補助金を出しているところもあります。そのような呼び水を施策として考えない限り、今の国の単価では増えていかないと思います。そこを含めてどこまで形式的なセルフプランでやれるのか、限界はあると思います。指定相談と人をどこまで増やしていけるのかということですが、今やらないと来年度には間に合いません。

【石黒委員】 1人の相談員が何件もてるのか調査中ということですが、どれくらいの人数を持てるかと推測されていますか。

【田代委員】 1人あたりの相談員が持てる件数というのは、障がいがある方のケアマネジメントの中では特に制限はありません。介護保険では38名までとなっていますが、そのような限界数がないので、何人持ってもよいということです。そこがまた課題であり、機械的に1人何百人という枠をつくと、質が落ちてくるということも危惧しています。相談支援部会でも何とか質を落とさないようにという考え方と、そうは言っても何とかつくらなければいけないという考え方の2つがあります。今のところ、実際に動いている中で、丁寧にやっというとうとすると1人の相談員が月20人から30人程度しか持てないと考えています。

【木全会長】 大体30人くらいでしょうね。モニタリングがあるも、困難ケースを抱えてしまうと、状況が変わりやすい方がおみえなりますので、つきっきりになったり、電話がかかってくるようになります。

【石黒委員】 私の意見は、目処が見えているなら、それを逆算すれば何人必要なのかが推測できるので、今後、何人補充していけばよいのか、年々、何人補充しないと間に合わないのか、はっきりとした計画になるということです。

### <議題3 障がい者総合福祉計画改定に係るアンケート調査について>

【事務局】 資料6及び資料7に基づき説明

【木全会長】 アンケートの目的や内容についてご説明いただきましたが、ご質問やご意見はありますか。

【田中委員】 細かいことですが、8ページの間36「働いていない人にお聞きします」という設問の選択肢4に「働く意欲がない」という項目がありますが、本人にこれを選ばせるのはいかがでしょうか。表現が高圧的な感じがします。もう少し違った言葉になりませんか。

【小川委員】 「働ける状態にない」というのはどうでしょう。

【田中委員】 「働く意欲がない」というのは、そういう意味に理解すればよいのですか。

【小川委員】 身体的な理由や心身的な理由で、働ける状態にないという意味です。

【石黒委員】 文末を変えるだけなら、例えば「働く意欲がわからない」とすれば、少しニュアンスが変わります。

【木全会長】 働いてない理由はなんですかという設問ですので、「働ける状況にない」という表現はいかがでしょう。聞く側としては何を聞きたいのかが大切です。

【小川委員】 気持ちだと「意欲」という聞き方になります。身体的なものなら「状態」という聞き方になるかもしれません。

【木全会長】 家族の介護などの状況が理由なら、「その他」を選択される可能性もあります。

【鈴木委員】 4番は選択肢に入れるのは適切でないと思います。1、2、3、5、6だけにしたほうがよいかと思います。

【木全会長】 今、気持ちの面でも、精神的な障がいの面でも、機能障がいの面でも自身が働ける状況にない、ということが確認したいのであれば、「意欲」だけではない、より適切な言葉に変えたほうがよいということだと思います。

【田中委員】 後天的に障がい者になられた方は、言葉にすごく敏感で傷つきやすい傾向があります。ヘルパーの経験から、プライドは持ち続けていても体は不自由という方はとても神経質になっていますので、もう少し配慮した表現をお願いしたいと思います。

【木全会長】 「働く気持ちがわからない」「働く状況にない」など、聞きたい内容に合わせて言葉づかいを変えるということですね。

【鈴木委員】 言葉を変えるよりも、「その他」のところに入れた方が適切かと思います。

【木全会長】 国のデータと比較するのであれば、同じような言葉にしておく必要がありますし、5年前のデータと比べたいのなら、安易に削ることはできませんので、検討をお願いします。

【河野委員】 16番の「将来の暮らしをどうしたいか」という設問で、選択肢が具体的に4つ出ていますが、1、2は誰と暮らしたいかという内容で、3、4は暮らしたい場所になっています。どういう人と暮らしたいかということと、どういうところで暮らしたいかということを知障がい者が判断していくので、少し区別があってもよいのではないかと思います。

また、その次に「不便を伴うこと」「服薬の云々」「対処法」という言葉が出てきますが、知的障がいの方に答えていただくには言葉が難しいのではないのでしょうか。

22番の設問に「障がい福祉サービス（デイサービス）」という言葉がありますが、障がいの分野でデイサービスはないと思うのですが。

35番から就労についての設問が始まりますが、家族がイメージする就労という言葉は、一般就労が多いので、この選択肢の中の作業所などというような福祉的就労も含めた就労になっているかどうか、わかりにくいと感じます。

38番の選択肢の「職業訓練施設」や「就労支援施設」が何を指しているのかがよくわからず、私自身も答えにくいと感じます。その下にも「就学」という言葉が出てきますが、「4 作業所などに通所している」とありますが、就学の年齢の方と作業所という選択肢が結びつきません。

【木全会長】 どのように進めていきましょうか。

【河野委員】 細かいことは事務局で対応していただければ結構です。

【木全会長】 一通りご意見を出していただき、本日出せない方にも期限を決めて出してください、その上で全員にこのような案になったと示していただいて、再度ご意見をいただき、事務局と私で最終的に決定するというところでよろしいですか。

【河野委員】 サービス利用者アンケートで、居宅日中の間2で、利用している区分に丸をつけ、利用している時間を塗りつぶしましょうとありますが、平日が1行、土日が1行となっています。できれば平日は5行、土日も2行で1週間を7行にしてくださいと思います。

【黒川委員】 アンケートの項目のところに5障がいの対象者が入っています。当事者は1,800名を対象に考えておられますが、5障がいの各障がいの比率はどのようにお考えですか。

また、資料2の1ページ目で、障がい者手帳所持者数の推移ということで、3年間に渡る推移が書かれていますが、24年度だけをとると、全体で12,742人です。この中

で身体障がい者手帳をお持ちの方は9,244人ということです。母集団の1,800名のウェイトは、その対象の障がい者の本当の気持ちが表せるようにしていただきたいと思います。単純に1,800名に対して20名では話になりません。

【木全会長】 後で処理のしかたとしても出てきますが、主に精神の人はこのようなことと傾向があるというようになれば、まだみえますが、全部まとめてこのような傾向だとすると、かなり偏ってくると思います。身体障がいも、普通は60歳以上を外します。そうしないと高齢者と重なり、これだけ人数が多いと、その意見が主に反映されてしまう危険があります。

【事務局】 今のご質問に関してですが、各障がい手帳の所持者の種類ごとに、統計上正確になるであろう数字を抽出しますので、割合が9対2対1.5に必ずしもなるとは限りません。それぞれの手帳ごとの信頼できる誤差のない数字を抽出して、その合計がだいたい1,800人になるように調整をさせていただきます。そして集計の方法は、手帳の種類ごとに、身体の方はこのように考えている、精神の方はこのように考えているという分析をさせていただきます。

65歳以上の方の取り扱いですが、前回は障がい福祉サービスの受給者のことも全部ここで聞いていましたので、外して調査しましたが、共生社会ということ考えた場合、65歳以上の方は確かに身体の方に大変多いですが、ここをまったく無視して議論してもよいのかということで、大変判断が難しいところです。実際に、今回、障がい者のサービスのことはアンケートでは聞きませんので、入れた状態でアンケートを取ったほうがよいかとも思います。いかがでしょうか。

【木全会長】 そこで身体障がいの方の傾向をみたときに、65歳以上の考え方がより反映されているとみななければいけません。おそらくはほとんどの方が中途障がいだと思います。

【事務局】 障がいの発生年齢を、今調べていますが、だいたい61歳から70歳が一番多くなってきています。今回、施策を考える場合にどこをターゲットにするのかを考えると、障がい者の方全体がどんな状況か、まったく無視することもできないですし、そこだけを見るわけにもいきませんので、バランスに苦慮しています。

【黒川委員】 10歳以下のデータというものは、親や兄弟が書かれているケースが多いと推測されますが、当事者ではなく、抱える家族の意見にすり替わる危険がありませんか。

【木全会長】 軽度の知的障がい方に対してはわかりやすく振り仮名などの手だてが必要です。重い知的障がいの人の場合は、本人に成り代わって回答する場合と、今回は別に保護者向けのものもつくってあります。主な介護者向けのもので、そのように違いを強調するしか方法はないと思います。

【玉井委員】 誰が記入するかということですが、本人が記入する場合、代筆をしてもらえば回答できる場合、家族が考え答える場合の3通りくらいに分けてもらえると、ありがたいです。発達障がいの方に対しても、そのように分けて実施すると、家族の回答が多ければ、ご本人ではなく、家族の要望というものが出てきてしまう場合もあります。

また、障がい福祉サービスに関して、家族が分かっているか本人が分かっているか同じところに入っていますが、分けることはできないでしょうか。例えば7ページ28番「障がい者支援センターについて知っていますか」という設問の回答選択肢として、「知っている」「知らない」「家族が知っている」「家族も知らない」というように、本人と家族に対する質問が混ざっていますので、可能であれば分けていただけるとよいと感じました。

【河野委員】 一般向けのアンケートについてですが、障がいを全く知らない方にアンケートが届くのだと思います。すると「障がい」という言葉がもつイメージをその方がどう捉えるのかによります。知的障がいや精神障がいの方は見た目では障がいがわからない場合も多いので、認知度が低いのではないかと思います。一般の方へのアンケートの取り方については、14番にいろいろな障がいが出てきて、理解しているかを聞いていますが、まず「障がいを知っていますか」というところから聞いていただき、その上で、いろいろなことを質問していただけたらいかがでしょうか。またご検討ください。

【玉井委員】 精神障がい者手帳所持者の中には、当然、発達障がいの方も含まれています。たぶんニーズが違ってくると思いますので、それがわかるように診断名を書いていただき、分けるということを検討していただけるとよいと思います。それは個人情報ということにはならないと思うのですが、細かいことですが、よろしく願いいたします。

【田代委員】 最終的な期限がどれくらいまででしょうか。また、私は自立支援協議会の代表として出させていただいていますので、自立支援協議会の組織にも、これを見ていただき意見を募ってもよろしいのでしょうか。

【事務局】 期限ですが、この協議会の後、もう一度ご意見を紙で出していただく期間を設けます。だいたい1か月くらいでまとめようと考えています。10月に第2回の推進協議会がありますので、その際に完成したものをみていただき、調査に入るというスケジュールになっています。その間に自立支援協議会にご意見をいただくということも可能です。

【田代委員】 わかりました。

【木全会長】 調査目的をはっきりさせながら、細かくしなければいけない部分はどこまでなのか、分析にあたってそこまで必要がないところはどこまでなのか、精査して進めなければいけません。そこがぶれると何でも聞きたくなります。何を知りたいのかを明らかにすることが大切です。量が増えすぎても回答者が大変ですので、事務局と一緒に考えていきます。

【小川委員】 38番は聞き方次第で答えが全く違ってくる気がします。企業と一般に対する意見がどうなのか、それとも行政に対する意見なのかどうなのか、それをもう少しはっきりさせたほうがよいと思います。今は安定所というものは民間でもあります。そのあたりはどうなのかということも入れていかないと、答える方のイメージ次第になります。また「経営者や従業員の理解が深まる」というのはどういうことなのでしょう。例えば「行政的に理解を深める」ならわかりますが。

答える立場になったときに、大変回答しにくいと思います。答えやすいようにわかりやすい語句に置き換えていただけませんか。この部分だけではないかもしれませんが。

【木全会長】 このまま実施すると、頭から丸を付けていかれる方が多くなるかもしれません。これも要検討とします。

#### <議題4 その他>

【事務局】 資料8の紹介

【玉井委員】 今までいろいろなお話がありましたが、私たちが聞いている中では障がい福祉サービスということに関して、児童に対しては春日井市はすぐに出していただき、

支援につなげていただいています。そういうことで、大変助かっております。そのような大事な部分では市は大変一生懸命にやっただいただいていると理解しております。

【中村委員】 この資料は、障がいのある子どもさんの保護者には全員お渡しするのですか。また、渡される場合は、どの時期にどのように渡されるのですか。

【事務局】 全員の方には渡っていないと思います。ただ福祉サービスの申請があった方や窓口に来られた方には積極的にお渡ししていますし、ホームページには載せておりますので自由に閲覧していただくことはできます。

【中村委員】 健診で障がいがあるかなと思っておられる方に渡すということはしていませんか。学校には就学前のところからの相談はあまりありませんが、園のほうではいろいろと相談があると思います。どのようなところで支援を受けられるのかがわからなくて困っている保護者はたくさんおられますので、少しでも早い時点でこういうものがあれば、見通しももてるかと思います。

【事務局】 子ども政策課と連携をとってやっていきたいと思います。

【石黒委員】 春日井市の地域自立支援協議会の名簿を見せていただきまして、市の地域包括の担当の方がこれに入っているのかどうかが見えてきませんので、そのようなところも検討していただき、少しでも相談員が確保できるような具体的な形を目指していただきたいと思います。

【木全会長】 それでは、これで終了させていただきます。ありがとうございました。

【事務局】 長時間にわたり貴重な御意見をいただきありがとうございました。

上記のとおり、平成25年度第1回春日井市障がい者施策推進協議会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、会長及びあらかじめ指名する委員1名が署名する。

平成25年11月19日

会 長 木 全 和 巳

署 名 人 大 村 義 一